

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和2年8月1日～令和2年8月31日分)

令和2年10月1日  
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
国勢調査	総務大臣	承認事項の変更 調査票の提出期限の変更 ① 従来の「9月14日～10月20日」を基本としつつ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響や令和2年7月豪雨の影響により、実査に通常以上の時間を要する地域が存在すること等を踏まえ、一部地域について1か月延長(9月14日～11月20日)  ② 調査結果の公表期日の変更 上記①の変更に加え、審査及び集計に必要な期間を確保し、調査結果の精度を確保するため、各段階の集計に係る公表期日を最大で4か月繰下げ(例えば、最も公表期日の早い人口速報集計については、令和3年2月から令和3年6月に変更)	R2.8.27

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。